保安規程変更にかかわる届出について

平成 21 年 1 月 9 日

「電気事業法施行規則(※1)」の一部改正(平成20年8月29日公布、平成21年1月1日施行)に伴い、保安規程(※2)を変更したため、本日、「電気事業法」に基づき、経済産業大臣に対し保安規程変更の届出を行いました。

今回の保安規程の変更では、「電気事業法施行規則」において、保安規程を定める事業用電気工作物の種類が『原子力発電工作物に該当するものを除く』と『原子力発電工作物に該当するものに限る』とに分類されたことをうけ、従前の保安規程を原子力発電工作物に該当する記載を除いた「保安規程 電気事業用電気工作物(原子力発電工作物を除く)」と、原子力発電工作物に該当する記載に限定した「保安規程 電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)」に分けて定めました。

- ※1 電気事業法施行規則は電気事業法及び施行令に基づき、電気工作物の工事、維持及び運用 等に関して定めた規則です。
- ※2 保安規程は、事業者が事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条に基づき、社内保安体制と保安業務の基本的な事項を定めて、国に届け出ているものです。

以上